

## 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令等の一部を改正する省令の概要

### 1. 改正趣旨

自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成21年総務省令第14号）、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令（平成27年総務省令第4号）及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成28年総務省令第7号）について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議等の方法」という。）によって行うことができる手続の明確化等を行うもの。

### 2. 改定点

上記の各省令で規定する手続について、自治紛争処理委員、当事者等をウェブ会議等の方法によって出席させることができることとする。

その他所要の改正を行う。

### 3. 施行期日等

公布日 令和8年4月20日

施行日 令和8年5月21日